

2 宇宙関係条約関連法令参照条文

(1) 損害賠償条約関連

。民法（明治二十九年法律第八九号）

第五章 不法行為

（不法行為の要件）

第七〇九条 故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責任ニ任ス

（精神的損害に対する慰謝料）

第七一〇条 他人ノ身体、自由又ハ名誉ヲ害シタル場合ト財産権ヲ害シタル場合トヲ問ハス前条ノ規定ニ依リテ損害賠償ノ責ニ任スル者ハ財産以外ノ損害ニ対シテモ其賠償ヲ為スコトヲ要ス

（生命侵害に対する慰謝料）

第七一一条 他人ノ生命ヲ害シタル者ハ被害者ノ父母、配偶者及ヒ子ニ対シテハ其財産権ヲ害セラレサリシ場合ニ於テモ損害ノ賠償ヲ為スコトヲ要ス

（使用者の責任）

第七一五条 或事業ノ為メニ他人ヲ使用スル者ハ被用者カ其事業ノ執行ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス但使用者カ被用者ノ選任及ヒ其事業ノ監督ニツキ相当ノ注意ヲ為シタルトキ又ハ相当ノ注意ヲ為スモ損害カ生スヘカリシトキハ此限ニ在ラス

2 使用者ニ代ハリテ事業ヲ監督スル者モ亦前項ノ責ニ任ス

3 前二項ノ規定ハ使用者又ハ監督者ヨリ被用者ニ対スル求償権ノ行

使ヲ妨ケス

(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

第七一七条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵アルニ因リテ他人ニ損害ヲ生シタルトキハ其工作物の占有者ハ被害者ニ対シテ損害賠償の責任を負ふ。但占有者カ損害ノ発生ヲ防止スルニ必要ナル注意ヲ為シタルトキハ其損害ハ所有者之ヲ賠償スルコトヲ要ス。

2 前項ノ規定ハ竹木の栽植又は支持ニ瑕疵アル場合ニ之ヲ準用ス。

3 前二項の場合ニ於テ他ニ損害ノ原因ニ付キ其責ニ任スベキ者アルトキハ占有者又は所有者ハ之ニ対シテ求償権ヲ行使スルコトヲ得(共同不法行為)

第七一九条 数人カ共同の不法行為ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ各自連帶ニテ其賠償の責任を負ふ。共同行為者中ノ孰レカ其損害ヲ加ヘタルカヲ知ルコト能ハサルトキ亦同シ。

2 教唆者及ヒ帮助者ハ之ヲ共同行為者ト看做ス(損害賠償の方法、過失相殺)

第七二二条 第四百十七条へ債務不履行における損害賠償の方法

ノ規定ハ不法行為ニ因ル損害ノ賠償ニ之ヲ準用ス。

2 被害者ニ過失アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償の額ヲ定ムルニ付キ之ヲ斟酌スルコトヲ得

(損害賠償請求権の消滅時効)

第七二四条 不法行為ニ因ル損害賠償の請求権ハ被害者又は其法定代理人カ損害及ヒ加害者ヲ知リタル時ヨリ三年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス不法行為ノ時ヨリ二十年ヲ経過シタルトキ亦同シ

。国家賠償法(昭和二年法律第一一五号)

(公権力の行使にもとづく損害の賠償責任、求償権)

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行つて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責任を負う。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に對して求償権を有する。

(公の营造物の設置管理の瑕疵にもとづく損害の賠償責任、求償権)

第二条 道路、河川その他の公の营造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責任を負う。

2 前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体は、これに對して求償権を有する。

(賠償責任者)

第三条 前二条の規定によつて国又は公共団体が損害を賠償する責

に任する場合において、公務員の選任若しくは監督又は公の营造物の設置若しくは管理に當る者と公務員の俸給、給与その他の費用又は公の营造物の設置若しくは管理の費用を負担する者とが異なるときは、費用を負担する者もまた、その損害を賠償する責任を負う。

2 前項の場合において、損害を賠償した者は、内部関係でその損害を賠償する責任ある者に對して求償権を有する。

(民法の適用)

第四条 国又は公共団体の損害賠償の責任については、前三条の規定によるの外、民法の規定による。

(他の法律の適用)

第五条 国又は公共団体の損害賠償の責任について民法以外の他の法律に別段の定があるときは、その定めるところによる。

(相互保証主義)

第六条 この法律は、外国人が被害者である場合には、相互の保証があるときに限り、これを適用する。

○法例（明治三十一年法律第一〇号）

〔法律行為の成立及び効力〕

第七条 法律行為の成立及び効力ニ付テハ当事者ノ意思ニ従ヒ其何レノ國ノ法律ニ依ルヘキカヲ定ム

2当事者ノ意思カ分明ナラサルトキハ行為地法ニ依ル

〔法定債権の成立及び効力〕

第十一條 事務管理、不当利得又ハ不法行為ニ因リテ生スル債権ノ成立及ヒ効力ハ其原因タル事実ノ発生シタル地ノ法律ニ依ル

2前項ノ規定ハ不法行為ニ付テハ外國ニ於テ発生シタル事実カ日本ノ法律ニ依レハ不法ナラサルトキハ之ヲ適用セス

3外國ニ於テ発生シタル事実カ日本ノ法律ニ依リテ不法ナルトキト雖モ被害者ハ日本ノ法律カ認メタル損害賠償其他ノ処分ニ非サレハ之ヲ請求スルコトヲ得ス

(求債権)

第五条 第三条の場合において、その損害が第三者の故意により生じたものであるときは、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求債権を有する。

2前項の規定は、求債権に関し特約をすることを防げない。

第三条 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。

2前項の場合において、その損害が原子力事業者間の核燃料物質等の運搬により生じたものであるときは、当該原子力事業者間に特約がなく限り、当該核燃料物質等の発送人である原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。

第四条 前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。

2前条第一項の場合において、第七条の二第二項に規定する損害賠償措置を講じて本邦の水域に外國原子力船を立ち入らせる原子力

事業者が損害を賠償する責めに任ずべき額は、同項に規定する額までとする。

3原子炉の運転等により生じた原子力損害については、商法（明治三十一年法律第四十八号）第六百九十条第一項及び第七百九十八条第一項の規定は、適用しない。

(無過失責任、責任の集中等)

第一章 原子力損害賠償責任

。鉱業法（昭和二十五年法律第二八九号）

第一節 賠償義務

（賠償義務）

第一〇九条 鉱物の掘採のための土地の掘さく、坑水若しくは廃水の放流、捨石若しくは鉱さく、たい積又は鉱煙の排出によつて他人に損害を与えたときは、損害の発生の時における当該鉱区の鉱業権者（当該鉱区に租鉱権が設定されてゐるときは、その租鉱区についても、当該租鉱権者）が、損害の発生の時既に鉱業権が消滅しているときは、鉱業権の消滅の時ににおける当該鉱区の鉱業権者（鉱業権の消滅の時に当該鉱業権に租鉱権が設定されてゐたときは、その租鉱区については、当該租鉱権者）が、その損害を賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、損害が二以上の鉱区又は租鉱区の鉱業権者又は租鉱権者の作業によつて生じたときは、各鉱業権者又は租鉱権者は、連帶して損害を賠償する義務を負う。損害が二以上の鉱区又は租鉱区の鉱業権者又は租鉱権者のいずれによつて生じたかを知ることができないときも、同様とする。

3 前二項の場合において、損害の発生の後に鉱業権の譲渡があつたときは、損害の発生の時の鉱業権者及びその後の鉱業権者が、損害の発生の後に租鉱権の設定があつたときは、損害の発生の時の鉱業権者及び損害の発生の後に租鉱権者となつた者が、連帶して損害を賠償する義務を負う。

4 第一項又は第二項の規定により租鉱権者が損害を賠償すべき場合においては、損害の発生の時当該租鉱権が設定されている鉱区の鉱業権者及びその後の鉱業権者が、損害の発生の時既に鉱業権が

消滅しているときは鉱業権の消滅の時における鉱業権者が、租鉱権者と連帶して損害を賠償する義務を負う。

5 前四項の規定による賠償については、共同鉱業権者又は共同租鉱権者（租鉱権を共有する者をいう。）の義務は、連帶とする。

。大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九七号）

（無過失責任）

第二十五条 工場又は事業場における事業活動に伴う健康被害物質（ばい煙、特定物質又は紛じんで、生活環境のみに係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの以外のものをいう。）

以下この章において同じ。）の大気中への排出（飛散を含む。以下この章において同じ。）により、人の生命又は身体を害したときは、当該排出に係る事業者は、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

2 一の物質が新たに健康被害物質となつた場合には、前項の規定は、その物質が健康被害物質となつた日以後の当該物質の排出による損害について適用する。

。水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第一三八号）

第一九条 工場又は事業場における事業活動に伴う有害物質の汚水又は廃液に含まれた状態での排出（地下へのしみ込みを含む。以下この章において同じ。）により、人の生命又は身体を害したときは、当該排出に係る事業者は、これによつて生じた損害を賠償

する責めに任ずる。

2 一の物質が新たに有害物質となつた場合には、前項の規定は、その物質が有害物質となつた日以後の当該物質の排出による損害について適用する。

。宇宙開発委員会設置法（昭和四十三年法律第四〇号）

最終改正 昭和四五・五・六法律四七

（目的及び設置）

第一条 宇宙の開発に関する國の施策の総合的かつ計画的な推進とその民主的な運営に資するため、總理府に宇宙開発委員会（以下「委員会」といふ。）を置く。

（所掌事務）

第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定し、その決定に基づき内閣總理大臣に對して意見を述べる。

一 宇宙開発に関する重要な政策に關すること。

二 関係行政機関の宇宙開発に関する事務の総合調整のうち重要なものに關すること。

三 関係行政機関の宇宙開発に関する経費の見積りに關すること。

四 宇宙開発に関する研究者及び技術者の養成訓練（大学における教授研究に係るものを除く。）の大綱に關すること。

五 前各号に掲げるもののほか、宇宙開発に関する重要な事項に關すること。

2 前項において「宇宙開発」とは、次の各号に掲げるものをいふ。

一 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット（以下「人工衛星等」といふ。）の開発（これに必要な研究を含む。以下同じ。）並

びにこれに必要な施設及び設備の開発

二 人工衛星等の打上げ及び追跡に必要な方法、施設及び設備の開発並びに人工衛星の打上げ及び追跡

。宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第五〇号）

第一章 総則

（目的）

第一条 宇宙開発事業団は、平和の目的に限り、人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。

第二章 業務

（業務の範囲）

第二十二条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット（以下この条及び第三十九条第一項において「人工衛星等」といふ。）の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発

二 その開発に係る人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発

三 第一号の開発並びに人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発で、委託に応じて行なうもの

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

五 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必

要な業務

(処分等の制限)

2 事業団は、次の業務を行なう場合には、主務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならぬ。

一 前項第二号の人工衛星等の打上げ

二 前項第三号に掲げる業務

3 事業団は、第一項第五号に掲げる業務を行なおうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

4 事業団は、第一項の業務を行なうほか、主務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、その設置する開発のための施設及び設備を宇宙の開発を行なう者の利用に供することができる。

(業務運営の基準)

第二十四条 事業団の業務は、宇宙開発委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める宇宙開発に関する基本計画に基づいて行なわれなければならない。

(監督)

第三十六条 事業団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に對して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(2)

登録条約関連

。国有財産法（昭和二十三年法律第七三号）

第十八条

3 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。

。宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第五〇号）

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十二条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット（以下この条及び第三十九条第一項において「人工衛星等」といふ。）の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発

二 その開発に係る人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発

三 第一号の開発並びに人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発で委託に応じて行なうもの

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

五 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務

2 事業団は、次の業務を行なう場合には、主務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならぬ。

一 前項第二号の人工衛星等の打上げ

第三章 管理及び処分

3 事業団は、第一項第五号に掲げる業務を行なうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 事業団は、第一項の業務を行なうほか、主務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、その設置する開発のための施設及び設備を宇宙の開発を行なう者の利用に供することができる。

第五章 監督

第三十六条 事業団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

公海に関する条約（昭和四十三年条約第一〇号）

第五条

1 各国は、船舶に対する国籍の許与、自国の領域内における船舶の登録及び自国の旗を掲げる権利に関する条件を定めるものとする。船舶は、その旗を掲げる権利を有する国の国籍を有する。その国と当該船舶との間には、真正な関係が存在しなければならず、特に、その国は、自国の旗を掲げる船舶に対し、行政上、技術上及び社会上の事項について有効に管轄権を行使し、及び有効に規制を行なわなければならない。

2 各国は、自国の旗を掲げる権利を許与した船舶に対し、その旨の文書を発給するものとする。

第六条

1 船舶は、一国のみの旗を掲げて航行するものとし、国際条約又は

この条約に明文の規定がある特別の場合を除き、公海においてその国の排他的管轄権に服するものとする。船舶は、所有権の現実の移転又は登録の変更の場合を除き、航海中又は寄港中にその旗を変更することができない。

2 二以上の国の旗を適宜に使用して航行する船舶は、そのいずれの国の国籍をも第三国に対して主張することができないものとし、また、このような船舶は、国籍のない船舶とみなすことができる。

第三章 航空機の国籍

第十七条

（航空機の国籍）

航空機は、登録を受けた国の国籍を有する。

第十八条

（二重登録）

航空機は、二以上の国で有効に登録を受けることができない。但し、その登録は、一国から他国に変更することができる。

(3) 救助返還協定関連

。海上保安庁法（昭和二十三年法律第二八号）

第一章 組織

第一条 海上において、人命及び財産を保護し、並びに法律の違反を予防し、捜査し、及び鎮圧するため、運輸大臣の管理する外局と

して海上保安庁を置く。

(所掌事務)

第二条 海上保安庁は、法令の海上における勵行、海難救助、海洋の汚染の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を掌る。

。警察法（昭和二十九年法律第一六二一号）

第一章 総則

(警察の責務)

第二条 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。

。消防組織法（昭和二十二年法律第二二二六号）

第一章 総則

(消防の任務)

第一条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。

第三章 自治体の機関

(市町村の消防責任)

第六条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果すべき責任を有する。

(消防機関)

第九条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

一 消防本部

二 消防署

三 消防団

。消防法（昭和二十三年法律第一八六号）

第六章 消火の活動

(火災発見者の通報義務、通報協力義務)

第二十四条 火災を発見した者は、遅滞なくこれを消防署又は市町村長の指定した場所に通報しなければならない。

2 すべての人は、前項の通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

(消火義務)

第二十五条 火災が発生したときは、当該消防対象物の関係者その他命令で定める者は、消防隊が火災の現場に到着するまで消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行わなければならぬ。

2 前項の場合においては、火災の現場附近に在る者は、前項に掲げる者の行う消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に協力しなければならぬ。

3 火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、当該消防対象物の関係者その他命令で定める者に対して、当該消防対象物の構造、救助を要する者の存否その他消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができるもの。

2 前項の規定は、都道府県が行なう救急業務に協力した者について準用する。

。船員法（昭和二十二年九月一日法律第一〇〇号）

第七章の二 救急業務

（市町村の救急業務）

第三十五条の五 政令で定める市町村は、救急業務を行なわなければならない。

（協力の要求、警察官との連絡）

第三十五条の七

2 救急隊員は、救急業務の実施に際しては、常に警察官と密接な連絡をとるものとする。

第八章 雜則

（水災を除く他の災害への準用）

第三十六条 第十八条第二項、第二十二条及び第二十四条乃至第二十九条の規定は、水災を除く他の災害に関してこれを準用する。

（消防従事者の災害補償）

第三十六条の二 第二十五条第二項又は第二十九条第五項（第三十一条において準用する場合を含む）の規定により、消火若しくは延焼の防止若しくは人命の救助その他の消防作業に従事した者又は第三十五条の七第一項の規定により市町村が行なう救急業務に協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は廃疾となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受けた損害を補償しなければならない。

第二章 船長の職務及び権限

（遭難船舶等の救助）

第十四条 船長は、他の船舶又は航空機の遭難を知つたときは、人命救助に必要な手段を尽さなければならない。但し、自己の指揮する船舶又は航空機に急迫した危険がある場合及び命令の定める場合は、この限りでない。

（異常気象等）

第十四条の二 命令の定める船舶の船長は、暴風雨、流氷その他の異常な気象、海象若しくは地象又は漂流物若しくは沈没物であつて、船舶の航行に危険を及ぼすおそれのあるものに遭遇したときは、命令の定めるところにより、その旨を附近にある船舶及び海上保安機関その他の関係機関に通報しなければならない。

（非常配置表及び操練）

第十四条の三 命令の定める船舶の船長は、第十二条乃至第十四条に規定する場合その他非常の場合における海員の作業に關し、命令の定めるところにより、非常配置表を定め、これを船員室その他適当な場所に掲示して置かなければならない。

2 命令の定める船舶の船長は、命令の定めるところにより、海員及び旅客について、防火操練、端艇操練その他非常の場合のために必要な操練を実施しなければならない。

(航海の安全の確保)

第十四条の四 第八条乃至前条に規定するものの外、船舶の火災の予防、水密の保持その他航海の安全に關し船長の遵守すべき事項は、命令でこれを定める。

第六章 労働時間、休日及び定員

(例外規定)

第六十八条 第六十条及び第六十二条乃至前条の規定並びに第七十二条の二の規定により発する命令の規定は、海員が船長の命令により、左の作業に從事する場合には、これを適用しない。

一 人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業

二 防火操練、端艇操練その他これらに類似する作業

三 作業に從事すべき人員が負傷、疾病、死亡その他の予想し難い事故に因り減少したのに伴つて増加された作業

四 通関手続又は検疫その他の衛生手続のために必要な作業

五 船舶の正午位置測定のために必要な作業

。遺失物法(明治三十二年法律第八七号)

(拾得物の処置)

第一条 他人の遺失シタル物件ヲ拾得シタル者ハ速ニ遺失者又ハ所有者其ノ他物件回復ノ請求權ヲ有スル者ニ其ノ物件ヲ返還シ又ハ警察署長ニ之ヲ差出スヘシ但シ法令ノ規定ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ禁シタル物件ハ返還スルノ限ニアラズ

2 物件ヲ警察署長ニ差出シタルトキハ警察署長ハ物件ノ返還ヲ受クベキ者ニ之ヲ返還スヘシ若シ返還ヲ受クベキ者ノ氏名又ハ居所ヲ

知ルコト能ハサルトキハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ公告ヲ為スヘシ

(報労金)

第四条 物件ノ返還ヲ受クル者ハ物件ノ価格百分ノ五ヨリ少カラス二十ヨリ多カラサル報労金ヲ拾得者ニ給スヘシ但シ國庫其ノ他公ノ法人ハ報労金ヲ請求スルコトヲ得ス

2 物件ノ返還ヲ受クル者ハ第十条第二項ノ占有者アル場合ニ於テハ

前項ノ規定ニ依ル報労金ノ額ノ二分ノ一宛ヲ拾得者及占有者ニ給スヘシ

。水難救護法(明治三十二年法律第九五号)

第一章 遺難船舶

第一条 遺難船舶救護ノ事務ハ最初ニ物件ヲ認知シタル市町村長之ヲ行フ

第二条 遺難船舶アルコトヲ発見シタル者ハ遅滞ナク最近地ノ市町村長又ハ警察官吏ニ報告スヘシ

2 警察官吏ニ於テ報告ニ接シタルトキハ市町村長ニ通知スヘシ

第三条 遺難船舶アルコトヲ認知シタルトキハ市町村長ハ直ニ現場ニ臨ミ救護ニ必要ナル処分ヲ為スヘシ

第四条 警察官吏ハ救護ノ事務ニ關シ市町村長ヲ助け市町村長現場ニ在ラサルトキハ之ニ代リ其ノ職務ヲ執行スヘス

第十二条 救護ニ關係シタル者ハ市町村長ヨリ救護費用ノ支給ヲ受クルコトヲ得

第二章 漂流物及ヒ沈没品

第二十四条 漂流物又ハ沈没品ヲ拾得シタル者ハ遅滞ナク之ヲ市町村長ニ引渡スヘシ但シ其ノ物件ノ所有者分明ナル場合ニ於テハ拾

得ノ日ヨリ七日以内ニ限り直ニ其ノ所有者ニ引渡スコトヲ得

。商法（明治三十二年法律第四八号）

2 前項但書ノ場合ニ於テハ拾得者ハ所有者ヨリ河川ニ漂流スル材木ニ在リテハ其ノ価格ノ十五分ノ一、其ノ他ノ漂流物ニ在リテハ其ノ物件ノ価格ノ十分ノ一、沈没品ニ在リテハ其ノ物件ノ価格ノ三分ノ一ニ相当スル金額以内ノ報酬ヲ受クルコトヲ得

第五章 海難救助

ノ物件ノ価格ノ十分ノ一、沈没品ニ在リテハ其ノ物件ノ価格ノ三分ノ一ニ相当スル金額以内ノ報酬ヲ受クルコトヲ得

第八百条 船舶又ハ積荷ノ全部又ハ一部カ海難ニ遭遇セル場合ニ於テ義務ナクシテ之ヲ救助シタル者ハ其結果ニ対シテ相当ノ救助料ヲ請求スルコトヲ得

第二十五条 市町村長ハ引渡ヲ受ケタル物件ヲ保管スヘシ

2 市町村長ハ前項ノ物件ヲ所有者ニ引渡スヘシ但シ其ノ所有者知レタルトキハ公告スヘシ但シ其ノ所有者知レタルトキハ公告スヘキ事項ヲ直ニ其ノ所有者ニ告知スヘシ此ノ場合ニ

於テハ公告ヲ須キサルコトヲ得

第二十七条 市町村長ニ於テ第二十五条ノ公告又ハ告知ヲ為シタル日ヨリ六箇月（沈没品中政令ヲ以テ定ムルモノニ在リテハ一年）以内ニ限り所有者ハ河川ニ漂流スル材木ニ在リテハ其ノ価格ノ十

五分ノ一、其ノ他ノ漂流物ニ在リテハ、其ノ物件ノ価格ノ十分ノ一、沈没品ニ在リテハ其ノ物件ノ価格ノ三分ノ一ニ相当スル金錢並公告、保管、公売又ハ評価ニ要シタル費用ヲ市町村長ニ納付シテ物件ノ引渡ヲ受クルコトヲ得

2 前項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ拾得者ニ河川ニ漂流スル材木ニ在リテハ其ノ価格ノ十五分ノ一、其ノ他ノ漂流物ニ在リテハ其ノ物件ノ価格ノ十分ノ一、沈没品ニ在リテハ其ノ物件ノ価格ノ三分ノ一ニ相当スル金額

ルコトヲ得

第二編 物権

第二章 占有権

（即時取得）

第一百九十二条 平隱且公然ニ動産ノ占有ヲ始メタル者カ善意ニシテ且過失ナキトキハ即時ニ其動産ノ上ニ行使スル権利ヲ取得ス

（占有による動物の取得）

第一百九十五条 他人力飼養セシ家畜外ノ動物ヲ占有スル者ハ其占有ノ始善意ニシテ且迷失ノ時ヨリ一ヵ月内ニ飼養主ヨリ回復ノ請求ヲ受ケサルトキハ其動物ノ上ニ行使スル権利ヲ取得ス

（占有者の費用償還請求権）

第一百九十六条 占有者カ占有物ヲ返還スル場合ニ於テハ其物ノ保存ノ為メニ費シタル金額其他ノ必要費ヲ回復者ヨリ償還セシムルコトヲ得但占有者カ果実ヲ取得シタル場合ニ於テハ通常ノ必要費ハ

其負担ニ帰ス

2 占有者カ占有物ノ改良ノ為メニ費シタル金額其他ノ有益費ニ付テハ其価格ノ増加カ現存スル場合ニ限り回復者ノ選択ニ従ヒ其費シ

タル金額又ハ増額ヲ償還セシムルコトヲ得但惡意ノ占有者ニ對シテハ裁判所ハ回復者ノ請求ニ因リ之ニ相当ノ期限ヲ許与スルコトヲ得

管理者カ本人ノ意思ニ反シテ管理ヲ為シタルトキハ本人カ現ニ利益ヲ受クル限度ニ於テノミ前二項ノ規定ヲ適用ス

第三章 所有權

(遺失物の拾得)

第二百四十九条 遺失物ハ特別法ノ定ムル所ニ從ヒ公告ヲ為シタル後六ヵ月内ニ其所有者ノ知レサルトキハ拾得者其所有權ヲ取得ス

(動産の附合)

第二百四十三条 各別ノ所有者ニ属スル數個ノ動産カ附合ニ因リ毀損スルニ非サレハ之ヲ分離スルコト能ハサルニ至リタルトキハ其合成功ノ所有權ハ主タル動産ノ所有者ニ属ス分離ノ為メ過分ノ費用ヲ要スルトキ亦同シ

(同前)

第二百四十四条 附合シタル動産ニ付キ主從ノ區別ヲ為スコト能ハサルトキハ各動産ノ所有者ハ其附合ノ當時ニ於ケル価格ノ割合ニ応シテ合成功ヲ共有ス
(混和)

第二百四十五条 前二条ノ規定ハ各別ノ所有者ニ属スル物カ混和シテ識別スルコト能ハサルニ至リタル場合ニ之ヲ準用ス

第三編 債權

第三章 事務管理

(管理者の費用償還請求権)

第七百二条 管理者カ本人ノ為メニ有益ナル費用ヲ出タシタルトキハ本人ニ對シテ其償還ヲ請求スルコトヲ得

管理者カ本人ノ為メニ有益ナル債務ヲ負担シタルトキハ第六百五十二条第二項ノ規定ヲ準用ス

第三章 上陸の手続

(緊急上陸の許可)

第十七条 入国審査官は、船舶等に乗つてゐる外国人が疾病その他の事故により治療等のため緊急に上陸する必要を生じたときは、当該外国人が乗つてゐる船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請に基き、厚生大臣又は法務大臣の指定する医師の診断を経て、その事由がなくなるまでの間、当該外国人に対し緊急上陸を許可することができる。

2 前項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人に緊急上陸許可書を交付しなければならない。

3 第一項の許可があつたときは、同項の船舶等の長又は運送業者は、緊急上陸を許可された者の生活費、治療費、葬儀費その他緊急上陸中的一切の費用を支弁しなければならない。

第十二条

1 いづれの国も、自国の旗を掲げて航行する船舶の船長に對し、船舶、乗組員又は旅客に重大な危険を及ぼさない限度においても次の措置を執ることを要求するものとする。

(a) 海上において生命の危険にさらされている者を発見したときは、

その者に援助を与えること。

(b) 援助を必要とする旨の通報を受けたときは、当該船長に合理的に期待される限度において、可能な最高速力で遭難者の救助におもむくこと。

2 いづれの沿海国も、海上における安全に関する適切かつ実効的な捜索及び救助の機関の設置及び維持を促進し、また、状況により必要とされるときは、このため、相互間の地域的取極により隣接国と協力するものとする。

。千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約

(昭和四十年条約第一号)

第十規則 遭難通報－義務及び措置

(a) 海上における船舶の船長は、船舶、航空機又はそれらの救命用の端艇及びいかだが遭難しているという信号をいづれの発信源から受けたときも、全速力で遭難者の救助におもむかなければならず、可能なときは、その旨を遭難者に通報するものとする。救助におもむくことが不可能であるとき、又は特殊の事情によりそれが不合理若しくは必要であると認めるときは、船長は、遭難者の救助におもむかなかつた理由を航海日誌に記入しなければならない。

第十五規則 捜索及び救助

(a) 各締約政府は、沿岸の監視及び沿岸水域における遭難者の救助のため必要な措置が執られることを確保することを約束する。

これらの措置は、海上交通の密度及び航行上の危険を考慮して実行可能かつ必要と認められる海上安全施設の設置、運営及び

維持を含まなければならず、また、できる限り遭難者の位置の探知及び救助のため十分な手段を提供しなければならない。

3 宇宙関係諸条約への各国の加入状況

(昭和52年3月1日現在)

(1) 締約国(加入国)数及び署名のみの国(署名のみで未加入国)数

条約等 区別	宇宙条約	救助返還協定	損害賠償条約	登録条約
締約国	72	63	36	8
署名のみの国	35	31	44	20

(2) 主要国の加入状況(○:締約国 △:署名のみの国)

条約等 国別	宇宙条約	救助返還協定	損害賠償条約	登録条約
米国	○	○	○	○
ソ連	○	○	○	△
フランス	○			○
イギリス	○	○	○	△
ドイツ	○	○		△
カナダ	○	○	○	○
中国	○			
オーストラリア	○	△	○	
オランダ	○	△		
スペイン	○	△	△	
インド	△			
インドネシア	△			
イタリヤ	○	△	△	
日本	○			

注) 1. 以上の国は、独自の人工衛星を所有している国又は所有したことのある国

2. ※のある国は、独自のロケットで人工衛星を打ち上げている国又は打ち上げたことのある国